

裁判手続等の IT 化検討会の開催について

1. 「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」とされた。これを受け、裁判手続等の IT 化検討会（「以下「検討会」という。」）を開催する。
2. 検討会の委員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要と認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。
3. 検討会の庶務は、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。
4. 検討会は非公開とし、検討会の終了後、議事要旨及び検討会で配布された資料を速やかに公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事要旨又は配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
5. 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

裁判手続等の IT 化検討会 委員名簿

- 石川 智彦
株式会社三井住友銀行 総務部上席推進役
- 笠井 正俊
京都大学大学院法学研究科教授
- 日下部 真治
アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
- 杉本 純子
日本大学法学部法律学科教授
- 平岡 敦
たつき総合法律事務所パートナー
- 福田 剛久
田辺総合法律事務所パートナー
- 増田 悦子
公益社団法人 全国消費生活相談員協会理事長
- 宮内 宏
宮内・水町 I T 法律事務所パートナー
- 山本 和彦（座長）
一橋大学大学院法学研究科教授
- 湯浅 壘道
情報セキュリティ大学院大学教授